

災害ボランティアの軽トラ不足を社協同士の連携で備えるカーリース

災害時返却カーリース 社協プラン

月額
11,000円 (税込)

※ 軽自動車の価格
車検代・自動車税込
初期費用不要
事故時を除き修理費用の負担なし

災害が起こった時に車を返却いただき、車が不足している災害ボランティアに無償で貸し出されます

災害発生時は 返却いただきます

被災地から近い地域・ニーズの高い順に返却の要請をさせていただきます。車が十分に確保できている場合は返却の要請は行いません。

被災地の社協 は返却不要

被災地の社協には返却要請は行いません。被災地の社協は、他の社協から返却された車を無償で借りることができます。

発災後の ボランティア活動車不足 を解消

被災地社協は発災後、ボランティアセンターの活動に必要な軽トラやワゴンが不足して活動に支障が出ます。このリースが全国の社会福祉協議会に広まれば発災後の活動車不足が解消します。

災害時返却カーリース社協プランって？

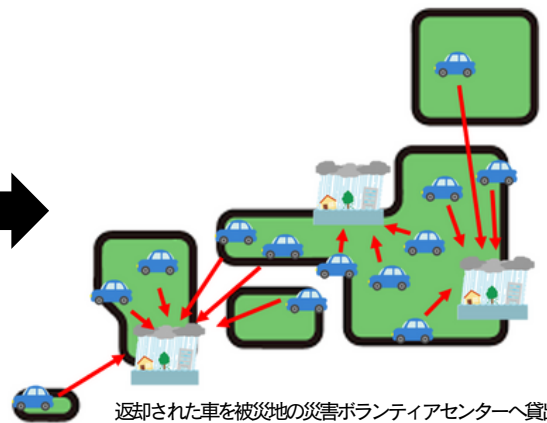
災害時返却カーリースは、通常時は安く車を使うことができますが、自然災害発生時に協会からの返却要請があった場合は10日以内に車を返却するお約束のカーリースです。この社協プランは、災害時に活動車が不足する災害ボランティアセンターへ迅速に車を貸し出せる体制構築を目的としています。被災地社協へ貸し出す車は他地域の社協から返却された災害時返却カーリース車両。全国の社会福祉協議会に災害時返却カーリースが備わることで、災害ボランティアセンターの活動車不足の問題が解決します。



平常時は
月額11,000円 (税込)
で公用車として使用



返却要請から
10日以内に返却



返却された車を被災地の災害ボランティアセンターへ貸出し



石巻、寄付車をつくるやさしい未来
日本カーシェアリング協会
Japan Car Sharing Association

石巻本部
宮城県石巻市駅前北通り1-5-23

九州支部
佐賀県武雄市東川登町大字永野 6766-1

栃木支部
栃木県栃木市吹上町 1300-3 2F

静岡支部
静岡県富士市岩淵 751-1

秋田支部
秋田県秋田市上北手荒巻堺切 24-2
秋田県ゆとり生活創造センター 遊学舎内

TEL : 0225-22-1453
FAX : 0225-24-8601
Mail : info@japan-csa.org

ホームページ



料金

軽自動車 月々 11,000円 (税込)
小型車 月々 16,500円 (税込)

※小型車は貸出が難しい地域がございます。

登録時、返却時の手数料無料。
車検代、税金、自賠責保険料込。
任意自動車保険の付保必須。



契約期間 1年間 (更新可能)

ルール

災害発生時に当会から要請させていただいてから、10日以内に車を返却することが条件です。返却をもって契約は解約となり、それ以降のリース料金は発生しません (リース料は月割で発生するため、日割り計算でのリース料の返金はできません)。

貸出の流れ

書面にてお申し込んだ後、名義変更 (使用者変更) に必要な書類を送付いたします。

書類をいただいた後、協会にて名義変更 (使用者変更) の手続きを実施します。

名義変更完了後、任意保険の付保を進めていただき、手続完了が確認できた後に納車となります。
※貸出の場所は原則当会の事務所がある場所になります。



貸出車



全て寄付いただいた中古車です。ボンネットに協会のロゴステッカーが貼ってあります。傷や凹みがある車もありますが、しっかりとメンテナンスされています。

全車禁煙です。

万が一不具合が発生した場合は協会の負担で車両の修理を行います。ただし、一定金額を超える整備費が発生した場合、車両交換で対応をさせていただきます。

※修理費負担のサービスについては、財源の都合により終了する可能性があります。その場合は利用者の皆様に通知します。

違約金

・協会からの返却要請時、10日以内に返却いただけない場合、10万円の違約金が発生します。

・事故により車両全損となった場合、リース残期間の全額が違約金として発生します。

・契約期間中、自己都合で解約された場合、最大6カ月分のリース料金が違約金として発生します。

※満期月での解約の場合、違約金は発生致しません。

返却の流れ



災害発生時、当会で被災地での支援を行うことが決まった場合、当会から契約者様に返却の要請を行います。

要請後10日以内に貸出時の場所まで車を返却いただきます。返却をもって、カーリース契約は解約となります。

返却された車は速やかに協会名義に名義変更を行ったうえで、無償貸出支援活動に活用します。協会の支援が終了した後、再契約することもできます。

協会について

日本カーシェアリング協会は東日本大震災後に宮城県石巻市にできた非営利組織です。寄付車を利用して地づくりや、生活支援、災害支援活動等の社会貢献活動を行っています。災害支援活動は被災された方・支援団体に一定期間無料で車を貸し出す支援を行っています。

Q リース車両は普段はどのような使い方ができますか？

お貸しする車の用途は自由です。但し、返却する可能性があるため、車を返却した後に支障が出るような業務での使用割り当てはお勧めしません。

Q 返却しなくてもよいプランはありますか？

はい。NPOカーリースという別のプランをご用意しております。災害時返却カーリースの金額に+5,500円の金額設定となります。

Q 災害時は被災地まで車を届ける必要がありますか？

いいえ。基本的には被災地ではなく、納車地 (協会拠点) まで、ご利用者様ご自身で運搬し、ご返却いただけます。場合によっては、運搬ボランティア (架け橋ドライバー) が直接車を取りに伺い、そのまま被災地まで運搬することもできます。

Q 返却要請で返却した後、代替車両の提供はありますか？ また再契約は可能ですか？

代替車両の提供はありませんが、再契約は可能です。ただし、災害支援をした車が戻ってきかなくなりますので、数か月間はかかる可能性があります。また、必ずしもそれまで借りていた同じ車にはならないことをご了承ください。

Q 車両に団体名を記載したステッカーを貼ることはできますか？

オプション (別途費用発生) でご利用が可能です。被災地で活躍する様子の写真を提供することもできます。また、別途メディアへの取材依頼にご協力も致します。このような発信により、社会福祉協議会の防災への備え、災害支援対応のPRにも大きな効果が期待できます。

Q 契約書を自団体指定のものに変更することはできますか？

はい。契約書の様式、文面、内容などについて、指定のフォーマットやご要望がある場合は、対応できる場合がございますので、遠慮なくお問い合わせください。お支払いのスケジュールや請求書・領収書の発行有無等に関しても、ご意向を反映した形で設定することが可能です。

Q 返却要請の基準は？

災害支援の規模および被災地の災害ボランティアセンターのニーズによります。被災地の社協へは返却要請を行いません。原則として、被災地に近いところから返却要請を行います。災害ボランティアセンターからのニーズがない場合でも、一般の被災者からのニーズが大きい場合、返却の相談をさせていただく場合があります。但し、その際の返却は任意となります。

Q メンテナンス費用はかかりますか？

車検、12ヶ月点検、経年劣化による消耗、自動車税については、リース料金に含まれております。利用者負担になるものは、エンジン冷却水・バッテリー液・エンジンオイル・ブレーキオイルの点検補充と、パンク修理など、車検 (定期点検整備および継続検査) 以外の修理費です。一定条件の点検や修理の対応も含まれるメンテナンスオプションの用意もございます。

詳細はこちら

